

## 災害時等における相互応援に関する協定書細目

山口市介護サービス提供事業者連絡協議会（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、災害時等における相互応援に関する協定書第4条に基づき、細目について次のとおり定める。

### （応援内容）

第1条 乙から甲に要請する応援は次の各号とする。

- （1）避難情報発令時における在宅要配慮者の短期受入れ
- （2）長期避難所開設時における福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ
- （3）避難所における介助対応スタッフ等の派遣
- （4）福祉車両等の応援派遣
- （5）災害時等における介護サービス利用者の安否確認等への協力
- （6）その他甲の構成事業所が持つ能力を発揮することが期待される応援

2 甲から乙に要請する応援は次の各号とする。

- （1）災害の発生に備えた防災訓練、避難確保計画策定等、甲の構成事業所における防災対策への支援
- （2）災害発生時において、甲の構成事業所の運営に必要な食料や物資の確保支援
- （3）その他乙に応援を要請する必要がある事項

### （要請方法）

第2条 甲及び乙が応援を要請する際は、必要事項を書面に記したうえ、メールまたはFAXにて送信し、電話連絡を併用することとする。

### （構成事業所対応種別一覧表）

第3条 災害時等の迅速な対応のため、甲は第1条第1項各号について、構成事業所の対応種別一覧表を作成し、乙に示すものとする。

### （有効期間）

第4条 この細目は協定締結の日から効力を発するものとし、甲乙双方に異議がない場合はその効力を継続するものとする。